

出産前及び出産後小児保健指導事業について

平成 15 年度から出産前小児保健指導事業を実施してきたが、平成 20 年 11 月 1 日から対象者を拡大するなど事業を拡充して、下記のとおり実施する。

記

1. 事業名

中野区出産前及び出産後小児保健指導事業

区民への周知は、「はじめての小児科相談事業」とする。

2. 目的

妊産婦に対して、育児に関する相談指導を行うことにより、育児の不安の軽減を図るとともに、乳幼児のかかりつけ医づくりに資することを目的に財団法人中野区医師会に委託して実施する。

3. 対象者

中野区在住の妊娠中又は出産後 3 か月未満の女性

4. 前年度までとの相違点

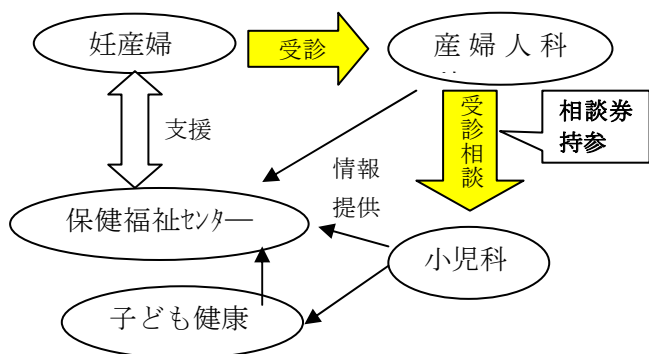
- (1) 対象者を妊婦のみから産後 3 か月未満の産婦まで拡大した。
- (2) 平成 19 年度までは、妊婦が保健福祉センターに申請して、初めて小児科医師に相談できる仕組みであったが、変更後は母子健康手帳交付時の母子保健バッグ全てに相談券を入れ、相談しやすい仕組みとした。

5. 出産前及び出産後小児保健指導の内容

- (1) 育児の心構え
- (2) 乳幼児の疾病の一般的な症状及びその対応
- (3) 栄養、沐浴等一般的な保育の内容
- (4) その他必要と認める事項

6. 利用方法等

(1) 産婦人科医を通して小児科医に相談



(2) 妊産婦が直接、小児科医に相談

